

## 職員の懲戒処分等について

地方公務員法第29条等に基づき、消防職員の懲戒処分等を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 【処分1】

#### (1) 事案の概要《酩酊による粗野な言動行為》

令和7年5月の非番日において飲食店で酒に酔い、応対した飲食店店員にふざけて寸止めで肘打ちをする行為を繰り返していたところ、その肘が顔を覆っていた店員の手を介して顔にあたったもの。

#### (2) 懲戒処分等の内容

当事者

| 階級   | 年齢  | 性別 | 懲戒処分内容 |
|------|-----|----|--------|
| 消防士長 | 35歳 | 男  | 戒告     |

### 2 【処分2】

#### (1) 事案の概要《パワーハラスメント行為2件》

同じ職場の部下職員に対し、以下2件のパワーハラスメント行為を行ったもの。

- ① 令和6年7月頃、筋トレ中、部下職員に対しボクシンググローブを装着した状態で肩をパンチしたもの。
- ② 令和7年5月、被処分者が部下職員を押してバランスを崩し、車両に接触して腕を負傷させたもの。

#### (2) 懲戒処分等の内容

(ア) 当事者

| 階級    | 年齢  | 性別 | 懲戒処分内容 |
|-------|-----|----|--------|
| 消防司令補 | 44歳 | 男  | 停職1月   |

(イ) 管理監督者

| No. | 区分       | 階級       | 職名               | 措置内容 |
|-----|----------|----------|------------------|------|
| 1   | 組織の総括的責任 | 消防正監     | 消防長              | 厳重注意 |
| 2   | 令和6年度発生分 | 消防監(当時)  | 消防署長(当時)         | 厳重注意 |
| 3   | 令和6年度発生分 | 消防司令(当時) | 副署長<br>兼消防課長(当時) | 厳重注意 |
| 4   | 令和7年度発生分 | 消防司令長    | 消防署長             | 厳重注意 |
| 5   | 令和7年度発生分 | 消防司令     | 副署長<br>兼消防課長     | 厳重注意 |

## 2 懲戒処分の日付

令和7年11月10日付

## 3 消防長からのお詫び

今般、本組合消防職員の不祥事が2件発生いたしました。相次ぐ不祥事に関し、住民の皆様の信頼を大きく裏切りましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

酩酊行為に関しまして、本組合消防職員全体の飲酒に対する認識の甘さが招いた結果であり、叱責を免れません。また、パワーハラスメント行為につきましても、住民の皆様の生命と財産を守る消防組織において、消防職員の士気の低下や職場環境の悪化に繋がるあつてはならない行為であります。

本事案を受け、消防組織として危機感を持って重く受け止め、飲酒に関する意識啓発の強化及びハラスメント撲滅のため、個々の能力が発揮できる職場環境、相互に尊重しあえる体制の構築等を図り、住民の皆様の信頼回復に向け全職員一丸となって取り組んでまいります。

最後に、住民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。